

Ⅲ 企画調整・市町村連携

1 広報普及啓発

(1) 広報誌

保健所の広報と住民の保健衛生の向上を目的に広報誌「健康西多摩 21 ほけんじょだより」を年 3 回発行している。記事には、健康リスクや安全に関する知識のほか、事業や活動の紹介などを掲載し、管内 8 市町村の市役所・町村役場、医療機関、学校等へ配布している。

また、事業関連広報物として、「地域保健医療推進プラン」に掲げる取組や、重要事業を推進する上で必要とされる普及啓発用印刷物を作成、配布している。

ア ほけんじょだより発行状況 表 1-1

区分	発行月	主 な 内 容	部数
定 例	令和 6 年 8 月	(1) 乳がんを早く見つけて自分の体を守ろう！ 自分でチェックと乳がん検診 (2) 知っていますか？ トコジラミ ～近年トコジラミに関する相談が増えています！～ (3) 夏の海外旅行！感染症で注意したいポイント (4) むし菌にならないためのポイントをお伝えします！	4,000 部
	令和 6 年 11 月	(1) 上手な医療のかかり方 ～患者さんの心構え～ (2) 医療従事者の皆様へ ～三師届・業務従事者届の届出年です～ (3) STOP！オーバードーズ（市販薬の過剰摂取） (4) 2 人に 1 人？あなたに身近なアレルギー (5) 栄養成分表示を見て！選んで！健康づくり！ (6) 骨髄バンクにご登録ください	4,000 部
	令和 7 年 3 月	(1) 植えたり育てたりしてはいけない「けし」「大麻」にご注意！ (2) その咳、本当に風邪ですか？もしかして、結核かも！ ～結核は過去の病気ではありません～ (3) 有毒植物による食中毒に注意しましょう (4) ひとりで悩んでいませんか ～3 月は自殺対策強化月間です～	4,000 部

イ 事業関連広報物発行状況 表 1-2

発行月	主 な 内 容	配布先	部数
令和 6 年 7 月	歯みがき支援ポスター	幼稚園・保育所、市町村関係部署、歯科診療所	400 部
令和 6 年 8 月	西多摩保健所ガイド	市町村関係部署、関係機関等	2,000 部

(2) 市町村広報誌への掲載依頼

市町村の協力により市町村広報誌を通じて行事予定等、業務の周知を図っている。

(3) 事業概要の発行

前年度の事業内容及び事業実績を取りまとめ、市町村等の関係機関に配布している。

(4) ホームページ

保健所の事業案内、保健衛生情報を随時掲載し、提供している。

ホームページアドレス

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/nisitama>

(5) 展示コーナー

住民に向けた保健衛生情報の発信のため、保健所 1 階の展示コーナーにて、月ごとにテーマを決めて企画展示を実施している。

(6) 市町村健康まつり等への参加

保健所の事業案内、保健衛生情報の発信及び市町村との連携強化を目指し、市町村健康主管課が参画する各市町村の健康まつり等へ参加し、企画展示を実施している。

2 情 報 公 開

東京都では、「東京都情報公開条例」に基づき、住民等からの請求に応じた公文書の開示を行うとともに、I C Tの活用等による情報提供など、情報公開の総合的な推進に努めている。

また、都政の透明化を図るとともに事業者の新たなサービスの創出を促進するため、東京都が設置している保健所において保有する台帳に記載されている施設の情報をオープンデータとして公表している。その他、法令等の定めに基づく公的機関からの行政照会にも応じている。

令和 6 年度情報公開状況 表 2

区 分	請求件数	提供台帳数（注）	
公文書開示請求	257	診療所等開設関係	140
		食品衛生関係	23
		環境衛生関係	133
		薬事指導関係	73
		その他	2
		計	371
公文書情報提供サービス	115	診療所等開設関係	34
		食品衛生関係	12
		環境衛生関係	63
		薬事指導関係	44
		その他	1
		計	154
行政照会	93	診療所等開設関係	32
		食品衛生関係	60
		環境衛生関係	23
		薬事指導関係	22
		その他	－
		計	137

（注）1件の請求により複数文書を請求される場合があるため、提供台帳数は請求件数と一致しない。

3 統計調査

保健所では、統計法等に基づき、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的として、人口動態調査をはじめとした各種統計調査を実施している。

令和6年度は次の統計調査を実施した。

(1) 人口動態調査

調査実施状況 表3-1

調査名称	目 的	期 日	対 象
人口動態調査	毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出書から人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	通年実施	管内8市町村における、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産に係る届出（全数調査）

(2) 衛生統計調査

調査実施状況 表3-2

調査名称	目 的	期 日	対 象
医療施設調査（動態調査）	医療施設（病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。	通年実施	医療法に基づく申請・届出（開設、廃止等）のあった医療施設（全数調査）
地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	年度報	保健所及び管内8市町村

(3) その他の統計調査

調査実施状況 表3-3

調査名称	目 的	期 日	対 象
国民生活基礎調査（小規模調査）	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。	令和6年 6月6日	令和2年国勢調査区から層化無作為抽出した地区内の全世帯及び世帯員 (1地区48世帯)

4 研修・教育

(1) 研修・健康教育

地域の保健・医療・福祉等関係者の資質の向上と連携の強化を図ることを目的に、研修を実施している。また、保健衛生に関する理解と関心を高め、健康な日常生活を送れる地域づくりを目的に、広く地域住民・事業者・関係機関等を対象とする講演会や講習会等の健康教育活動も行っている。

これらの企画・実施に当たっては、所内会議において所の基本方針・目的を明確化するとともに、地域のニーズや課題に沿った内容となるよう努めている。

ア 研修・健康教育実施状況 表4-1

区 分	総 数		会 場			
	回数	参加人数 (延)	所 内		所 外	
			回数	参加人数 (延)	回数	参加人数 (延)
令和5年度 総 数	85	5,476	43	3,849	42	1,627
令和6年度 総 数	92	5,180	46	3,136	46	2,044
感 染 症	3	135	3	135	－	－
(再掲 結 核)	－	－	－	－	－	－
(再掲 エイズ)	－	－	－	－	－	－
精 神	1	26	1	26	－	－
難 病	2	105	2	105	－	－
母 子	－	－	－	－	－	－
成 人・老 人	－	－	－	－	－	－
栄 養・健康増進	12	549	12	549	－	－
歯 科	5	343	5	343	－	－
薬 事	5	184	1	18	4	166
医療安全	5	289	2	250	3	39
食 品	41	1,688	10	161	31	1,527
環 境	9	1,534	2	1,392	7	142
企 画	8	293	7	123	1	170
そ の 他	1	34	1	34	－	－

(注) オンライン開催(所内から配信)及びオンデマンド配信については、所内に計上した。

イ 市町村支援研修 表4-2

研修名等	実施日	対象者	参加 人数	実施 場所	テーマ及び講師
西多摩圏域 新任期 保健師研修①	令和6年 10月11日	市町村及び 保健所の入 職2～3年 目の保健師	15名	西多摩 保健所	テーマ:個別支援の基本を学び、支援をつなげ よう～アセスメントと支援方針を考える ポイント～ 講 師:東京都医学総合研究所 社会健康医学 研究センター 心の健康ユニット 主任研究員 新村 順子 氏

研修名等	実施日	対象者	参加人数	実施場所	テーマ及び講師
西多摩圏域 中堅期 保健師研修①	令和6年 11月8日	市町村及び保健所の 入職5年目程度から 主査級の保健師	8名	西多摩 保健所	テーマ:私の事業が、地域を動かす！～保健事業のPDCAサイクルを回すために、地域の健康課題を見る視点を学ぼう～ 講師:文京学院大学 保健医療技術学部 看護学科 教授 米澤 純子 氏
西多摩圏域 新任期 保健師研修②	令和6年 11月29日	市町村及び保健所の 入職1年目の保健師	15名	西多摩 保健所	テーマ:入職後の自分を振り返り、成長のヒントを見つけよう 講師:福生市 子ども家庭部 こども家庭センター課 母子保健係 課長補佐 河野 真由美 氏
西多摩圏域 中堅期 保健師研修②	令和7年 2月18日	市町村及び保健所の 入職5年目程度から 主査級の保健師	10名	西多摩 保健所	テーマ:私の事業が、地域を動かす！～保健事業のPDCAサイクルを回すために、地域の健康課題を見る視点を学ぼう～ 講師:文京学院大学 保健医療技術学部 看護学科 教授 米澤 純子 氏

(2) 実習生指導

地域保健の第一線機関として、医学生、保健師学生、管理栄養士学生及び歯科衛生士学生などの実習生を受け入れており、地域保健従事者の養成における基礎教育の一端を担っている。

歯科衛生士学生実習については、オンライン形式での実習を実施した。

実習生指導状況 表4-3

対象	学校名	学生 人員	実施期間	指導内容等
医学生	東京医科大学 慶応義塾大学 東京女子医科大学	15名	実習日: 令和6年9月12日、 9月30日、10月1日 11月19日、11月26日	実習:保健所業務見学・参加
保健師学生	杏林大学 保健学部看護学科	6名	実習日: 令和6年6月10日～ 8月2日 (各グループ10日間)	実習:保健所業務見学・参加、 家庭訪問、保健師活動、 カンファレンス等
管理栄養士 学生	実践女子大学 生活科学部食生活科学科	28名	実習日: 令和6年5月16日～ 10月1日 (各グループ6日間)	実習:栄養業務についての講義・演習、 課題研究等
歯科衛生士 学生	東京西の森 歯科衛生士専門学校	80名	実習日: 令和6年6月28日	実習:保健所の役割と歯科保健に ついて

(3) 医師臨床研修の受入れ

将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を理解するとともに、地域保健及び公衆衛生活動に関する基本的な態度、考え方を身につけることを目的に、平成16年度より医師臨床研修生の受入れを行っている。

令和6年度は、1名について1カ月間の受入れを行った。

また、自治医科大学卒業医師の保健所研修について、2名の受入れを行った。

5 地域保健医療推進プラン

(1) 地域保健医療推進プラン

ア 策定の趣旨

西多摩圏域では、保健・医療・福祉を総合的に推進することを目的として地域の関係機関と連携し、「西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン」(以下「推進プラン」という。)を策定し、推進している。令和5年度に東京都が「東京都保健医療計画」の第七次改定を行い、基本理念「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」及び4つの基本目標に、新型コロナや近年の災害の経験を踏まえ「有事にも機能する医療提供体制の強化」を追加した。西多摩圏域では、保健医療計画のほか、関連計画等と整合性を図り、西多摩圏域の新たな課題に対応するために令和6年度に推進プランの改定を行った。計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間である。

イ 性格

推進プランは、「東京都保健医療計画」の地域版として、地域の様々な主体の活動により推進する包括的な計画であり、以下の3つの性格を持つものである。

- ・ 西多摩保健所及び圏域市町村にとっては保健医療施策推進の目標
- ・ 地域の保健・医療・福祉の関係機関・団体等に対してはその活動の指針
- ・ 地域住民に対しては自主的・積極的な活動の方向性を示す役割

ウ 進行管理

推進プランの推進主体である「西多摩地域保健医療協議会」において、毎年度、計画の進捗状況を確認・協議し、重点プランについて、指標を基に計画期間の中間年の令和8年度に中間評価を、最終年度に最終評価を実施する。

(2) 西多摩地域保健医療協議会

西多摩保健所では、地域特性等を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、西多摩圏域における保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るため、平成16年4月から西多摩地域保健医療協議会を設置している。

協議会には「保健福祉部会」、「生活衛生部会」及び「地域医療システム化推進部会」の3つの専門部会を設置し、さらに保健福祉部会に「地域・職域連携推進協議会」機能を、地域医療システム化推進部会に「地域医療安全推進分科会」機能を付加している。

西多摩地域保健医療協議会の専門部会 表5-1

部 会 名	検 討 事 項 の 概 要
保健福祉部会	保健福祉サービスの提供等に関する専門的事項 地域保健医療推進プランの進行管理に関する事項
「地域・職域連携推進協議会」機能	健康づくりに関する社会資源の有効活用及び連携の方策 地域・職域における健康づくりの推進に関する事項
生活衛生部会	環境衛生、食品衛生対策等に関する専門的事項 地域保健医療推進プランの進行管理に関する事項
地域医療システム化推進部会	地域の保健医療提供体制の在り方等に関する専門的事項 地域保健医療推進プランの進行管理に関する事項
「地域医療安全推進分科会」機能	地域における医療安全の推進に関する事項 患者・住民からの相談に適切に応じる体制づくりに関する事項

令和 6 年度西多摩地域保健医療協議会開催状況 表 5-2

会 議 名		開 催 日	対象 委員数	出席 委員数	会 場	議事内容
西多摩地域 保健医療協議会		令和 6 年 7 月 18 日	35 名	26 名	西多摩 保健所	1 議事 (1) 西多摩地域保健医療協議会会議体系について (2) 令和 5 年度各部会報告について (3) 地域保健医療推進プラン（平成 30 年度～令和 5 年度）の最終評価（原案）について (4) 地域保健医療推進プラン（令和 6 年度～令和 11 年度）の原案について 2 報告事項 (1) 課題別地域保健医療推進プランについて ア 障害者歯科保健推進支援（令和 4～5 年度実施） イ 市町村と共働した西多摩圏域における人材育成の体制づくり（令和 5～6 年度実施） (2) その他
部 会	保健福祉部会	令和 7 年 2 月 7 日	18 名	12 名	西多摩 保健所	1 議事 (1) 西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン（令和 6 年度～令和 11 年度）の進行管理について (2) 報告事項 ア 地域精神保健福祉ネットワーク会議：地域生活における住まいの課題 イ 難病対策地域協議会：予測可能な風水害への平常時備えから考える ウ 感染症対策講演会：疥癬早期発見と初期対応のポイント エ 自殺対策：圏域における自殺対策（令和 6 年度）
	生活衛生部会	令和 7 年 2 月 27 日	13 名	10 名	西多摩 保健所	1 議事 (1) 西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン（令和 6 年度～令和 11 年度）の進行管理について (2) 報告事項 ア 今春の花粉予測について イ からだ気くばりメニュー店について ウ 「植えたり育てたりしてはいけない「けし」「大麻」にご注意！」 エ 「有毒植物による食中毒に注意しましょう」

部 会	地域医療 システム化 推進部会	令和 7 年 2 月 6 日	16 名	16 名	西多摩 保健所	1 議事 (1) 東京都西多摩保健医療圏地域保健医療推進 プラン(令和 6 年度～令和 11 年度)の進行管 理について (2) 脳卒中医療連携推進事業及び糖尿病医療連 携推進事業について ア 脳卒中医療連携推進事業の取組について イ 糖尿病医療連携推進事業の取組について 2 報告事項 (1) 西多摩保健所医療安全支援センター事業に ついて (2) 西多摩保健所歯科保健推進事業について
--------	-----------------------	-------------------	------	------	------------	---

(3) 課題別地域保健医療推進プラン

西多摩保健所では、推進プランの具体的行動計画として「課題別地域保健医療推進プラン」を策定し、推進プランの着実な推進を図っている。

令和 6 年度は、次の事業を展開した。

① 「市町村と共働した西多摩圏域における人材育成の体制づくり～自ら学び、互いに育ち合う保健師活動を目指して～（令和 5～6 年度実施）」

ア 事業の背景

自治体における保健師活動は、地域住民の健康増進を目的とし、単一問題の個人・家族へのアプローチから地域で生活するあらゆる年齢・健康レベルの人々へと対象の拡大を図りながら地域ケアシステムの構築を目指している。厚生労働省による「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ(平成 28 年 3 月)」では、保健師のスキルアップには保健師能力の成長過程に応じた人材育成の仕組みの構築が重要とされている。

西多摩圏域における保健師人材育成において、特に町村部においては欠員により採用時期が不定期であること、採用された保健師の年齢や勤務経験等が様々であることから、育成方法の検討等、人材確保・定着に苦慮している。保健所においては、指導を必要とする新任期（入職 3 年目程度まで）の割合が半数を超えており、活動の中心となる中堅期保健師（入職 4 年目から主査級まで）は少数であり、一人当たりの役割が大きく、地域支援を十分に行えない現状がある。

保健師のスキルアップでは、専門技術の着実な積上げが重要となる一方で、圏域全体の保健師活動の様子や育成状況の把握が不十分となっている。保健師の成長過程に応じて人材育成の状況や課題を共有し、各市町村における OJT について整理検討する場が必要である。

イ 事業の目標

- ・ 西多摩圏域の保健師の人材育成に関する現状と課題を把握し、市町村と共有することで、保健所及び市町村の人材育成における基礎資料とする。
- ・ 研修を通じ、特に中堅期における P D C A サイクルの展開を促進するためのガイドとなるツール（以下、「ツール」という。）作成を行うことで、保健師活動における課題解決能力の向上を図る。

ウ 事業の内容

以下の事業内容を計画した。

(ア) 調査

圏域新任期、中堅期保健師を対象に保健師活動と人材育成に関する実態調査を実施

(イ) 研修

圏域管理期（係長級以上の管理的立場）保健師等の協力を得て、新人含む新任期・中堅期保健師を対象に保健師技術向上のための研修を実施

(ウ) 連絡会

管理期保健師を対象に圏域保健師の課題共有と検討のための連絡会（西多摩圏域合同保健師連絡会（以下、「圏域リーダー会」という。））を実施

エ 評価

- (ア) 圏域新任期、中堅期保健師を対象とした調査では、保健師活動におけるやりがいや困りごと、修得を望む技術が明らかになった。また、仲間同士の交流は内省を深めスキルアップを図る機会となっており、自身の活動を振り返る機会や仲間との交流、相談体制を求めていることが分かった。
- (イ) 研修では、新任期に対して対人支援能力の向上とPDCAサイクルに基づいた支援力の向上を図るために、グループワークや事例検討を用いた研修を実施した。中堅期に対して、地域支援能力と実践力（アセスメント力、事業立案と運営等）の向上を図るとともに、PDCAサイクルを意識した課題解決能力の向上を目指して、地域情報の整理、地域課題の抽出、解決策の立案・実施・評価を行う研修を実施した。また、新任期、中堅期を対象とした研修のグループワーク助言者に市町村管理期保健師の協力を得ることで、組織・職層を超えて共に育ち合う研修形式を構築した。
- (ウ) 保健師の総合的な人材育成に関わる管理職、統括的役割を担う保健師等による圏域リーダー会を実施した。各自治体の新任期・中堅期・管理期の人材育成の現状共有や自治体での人材育成の取組報告を通じて、各自治体の育成体制、地域課題の意識化に対する困難さについて課題が見えてきた。また、圏域の統括的立場の保健師を助言者に迎えたことで、庁内の人材育成体制構築の過程や圏域全体で人材育成に取り組み、育て・育ち合うことの重要性が意識化された。さらに、調査や意見交換の結果を踏まえて、圏域保健師、統括保健師及び保健師を支える職場に対する提言を整理して共有した。具体的には、「保健師自身で業務内容を振り返る機会を持ち、庁内では職層を超えて交流すること」、「統括保健師については自治体内・圏域で保健師が交流できる環境づくりを検討することが重要であること」等を共有した。

オ 今後の取組

今後も圏域全体の人材育成施策への還元を目指して、研修や連絡会等で市町村と連携することを通じて、共に育ち合う圏域を醸成していく。

本取組では、保健師同士で意見交換を行うことがPDCAサイクルを意識した課題解決能力の向上につながるということが分かった。令和7年度は年2回の中堅期保健師を対象とした研修の間に、フォローアップ研修として中堅期保健師で意見交換を行う場を設け、圏域保健師の情報交換や交流を活発化していく。

また、本取組ではツールの作成を目指していたが、令和6年度の時点では案を作成し、PDCAサイクルの展開のスキルアップのポイントを整理している段階である。令和7年度以降、圏域への展開を目指して、引き続き中堅期保健師を対象とした研修等において実効性を検証し、作成していく。

研修会実施状況

開催日	内 容	講 師	参加者数	対 象
令和 6 年 10 月 11 日	「個別支援の基本を学び、支援をつなげよう～アセスメントと支援方針を考えるポイント～」	東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター 心の健康ユニット 主任研究員 新村 順子 氏	15 名	市町村及び保健所の入職 2～3 年目保健師
令和 6 年 11 月 8 日	「私の事業が、地域を動かす！～保健事業の P D C A サイクルを回すために、地域の健康課題を見る視点を学ぼう～」	文京学院大学 保健医療 技術学部 看護学科 教授 米澤 純子 氏	8 名	市町村及び保健所の入職 5 年目程度から主査級の保健師
令和 6 年 11 月 29 日	「入職後の自分を振り返り、成長のヒントを見つけよう」	福生市 子ども家庭部 こども家庭センター課 母子保健係 課長補佐 河野 真由美 氏	15 名	市町村及び保健所の入職 1 年目の保健師
令和 7 年 2 月 18 日	「私の事業が、地域を動かす！～保健事業の P D C A サイクルを回すために、地域の健康課題を見る視点を学ぼう～」	文京学院大学 保健医療 技術学部 看護学科 教授 米澤 純子 氏	10 名	市町村及び保健所の入職 5 年目程度から主査級の保健師

連絡会実施状況

開催日	内 容	参加者
令和 6 年 8 月 27 日	・課題別推進プラン取組報告 ・西多摩圏域保健師人材育成への提言の共有 ・保健師活動と公衆衛生看護管理機能（講義） ・意見交換	管内 8 市町村統括級保健師、所内保健師 20 名 講師及び助言者：文京学院大学 保健医療技術学部 看護学科 教授 米澤 純子 氏
令和 7 年 2 月 28 日	・課題別推進プラン取組報告 ・公衆衛生看護学会の報告 ・意見交換	管内 8 市町村統括級保健師、所内保健師 22 名

6 市町村連携

(1) 市町村連携課の新設

新型コロナウイルス感染症対応を受けて、令和4年11月「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）が設置され、今後の都保健所の組織体制や業務運営等のあり方等について議論がなされた。

令和5年8月末に取りまとめた報告書では、都保健所の市町村支援機能を更に強化し、地域の健康課題に市町村と連携して取り組み、地域保健サービスの推進に繋げることが必要であるといった意見をいただいた。それを受け、令和6年1月、保健医療局より公表された「都保健所の体制・機能の強化について」では、今後の都保健所の体制・機能強化策の一つとして、市町村等関係機関との連携強化を図るため、市町村連携課を新設する方針が示され、令和6年4月に市町村連携課が設置された。

(2) 保健医療政策区市町村包括補助事業に関すること

平成16年度に福祉保健局は、多摩地域及び島しょ地域の保健医療施策を総合的に向上させることを目的として、従来から実施されてきた人的支援及び技術的支援に加え、新たに財政的支援を行うものとして「市町村地域保健サービス推進事業」を創設した。

平成19年度には、福祉保健局で従来から実施していた各種の個別補助事業を整理・統合した「福祉保健区市町村包括補助事業」を創設し、さらに平成21年度には5つの包括補助事業（医療保健政策、子供家庭支援、高齢社会対策、障害者施策推進及び地域福祉推進区市町村包括補助事業）として再構築した。

また、令和5年度の福祉保健局再編により、令和6年度から、名称を医療保健政策区市町村包括補助事業から保健医療政策区市町村包括補助事業に変更した。

ア 制度の概要

この補助制度は、身近な地域保健サービスの推進主体である区市町村が自主的・主体的に事業を展開できるよう支援するもので、補助メニュー（実施要綱中に規定した事業）の中から地域の実情に応じた事業を選択する「包括的補助方式」を導入している。補助率は、先駆的事业が10分の10、選択事業が2分の1、一般事業はポイント制となっている。

イ 補助対象事業

- (ア) 先駆的事业 新たな課題に取り組む医療保健分野の試行的事業で、都が別に例示するもののほか、区市町村の創意工夫によるもの。
- (イ) 選択事業 都が目指す保健医療政策の実現を図り、列挙する各政策分野の事業から、区市町村が選択して実施するもの（政策誘導型事業）、また区市町村が地域の特性を踏まえ、保健医療分野において独自に企画して実施するもの（提案型事業）。
- (ウ) 一般事業 市町村が地域の特性に応じ主体的に取り組む次の事業
 - a 初期救急事業（休日急病診療事業、休日歯科応急診療事業）
 - b 保健医療サービスの充実に資する事業

保健医療政策区市町村包括補助事業実績 表 6-1

市 町 村 名	先駆的事业	選択事業	一般事業 a	一般事業 b	計
青 梅 市	1	16	2	1	20
福 生 市	-	18	3	1	22
羽 村 市	-	13	2	2	17
あ き る 野 市	-	19	2	-	21
瑞 穂 町	-	15	2	1	18
日 の 出 町	-	12	2	-	14
檜 原 村	-	7	-	3	10
奥 多 摩 町	-	8	2	3	13
計	1	108	15	11	135

(3) 市町村の地域保健医療に係る計画の策定支援に関すること

圏域各市町村が実施する各種委員会・協議会等への職員の派遣

職員を派遣する圏域各市町村別会議数 表 6-2

青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	合計
12	14	13	17	13	9	5	10	93

(4) 相互研修等

西多摩保健所では、市町村と保健所とが、新興感染症や災害等の健康危機発生時に円滑に連携ができるよう、平時から研修等を通じて双方の業務を知ることがを目的に、令和6年度から保健所短期研修及び保健所と市町村との相互研修を実施している。

なお、保健所短期研修は、保健所が実施している研修に市町村職員が参加するもので、相互研修は各市町村が実施している研修に保健所職員や他の市町村職員が参加するものである。

(5) 地域保健医療に係る市町村への支援に関すること

各連絡会、訪問等により、各種事業の取組や課題などについて情報共有・情報交換等を行っている。各市町村からの問合せや相談等に、関連する最新情報の提供等、迅速な対応に努めている。

連絡会等の開催状況

ア 西多摩圏域 8 市町村・保健所連絡会 表 6-3

	開催日	出席者数	会場	議事内容
第 1 回	令和 6 年 6 月 27 日	管内 8 市町村 健康主管課 課長、係長等 計 35 名	西多摩 保健所	1 保健所からの報告・連絡事項等 (1) 西多摩保健医療圏地域保健医療推進プランについて (2) 令和 6 年度保健医療政策区市町村包括補助事業の申請状況について（第 1 回事業計画書提出時） (3) 課題別地域保健医療推進プラン（保健師人材育成の体制づくり）について (4) 自殺対策（自殺対策計画等）について (5) 相互研修等について (6) 災害発生時における市町村と保健所の連携強化について (7) 新興感染症発生を見据えた平時からの取り組みについて (8) その他 2 市町村からの情報共有、情報交換事項等 (1) 産後ケア事業実施内容及び委託契約について（あきる野市） (2) 「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」（令和 6 年 1 月 22 日付文部科学省通知）に基づく医師会との協議について（日の出町） 3 その他
第 2 回	令和 7 年 1 月 23 日	管内 8 市町村 健康主管課 課長、係長等 計 31 名	西多摩 保健所	1 保健所からの報告・連絡事項等 (1) 西多摩保健医療圏地域保健医療推進プランについて (2) 保健医療政策区市町村包括補助事業について (3) 課題別地域保健医療推進プラン（保健師人材育成の体制づくり）について (4) 自殺対策（圏域における自殺未遂者の情報共有等）について (5) がん対策（実施状況）について (6) 相互研修等について (7) 西多摩圏域 8 市町村の災害関連訓練への参加報告について (8) 令和 7 年度課題別推進プランの検討状況について 2 市町村からの情報共有、情報交換事項等 (1) 若年層を対象とした健康教育（成人保健事業）について（福生市） 3 その他

イ 各種事業等担当者連絡会 表 6-4

	開催日	出席者数	会場	議事内容
第 1 回	令和 6 年 8 月 22 日	管内 8 市町村の 各種事業担当者等 計 31 名	西多摩 保健所	1 市町村からの情報共有、情報交換等 (1) こども家庭センター 2 保健所からの情報共有、情報交換等 (1) 自殺対策 ア ゲートキーパー養成研修実施のヒント イ 自殺未遂者支援 (2) 災害時における保健活動 3 その他

第2回	令和6年 10月15日	管内8市町村の 各種事業担当者等 計28名	西多摩 保健所	1 市町村からの情報共有、情報交換等 2 保健所からの情報共有、情報交換等 (1) がん対策 (2) 自殺対策 (3) 西多摩保健所における災害対応 ア 西多摩保健所における台風対応 イ 災害時個別支援計画に基づくシミュレーション訓練について 3 その他
第3回	令和6年 12月9日	管内8市町村の 各種事業担当者等 計26名	西多摩 保健所	1 市町村からの情報共有、情報交換等 2 保健所からの情報共有、情報交換等 (1) 自殺対策 (2) がん対策 3 その他

ウ 母子保健に関する担当者の連絡会 表6-5

	開催日	出席者数	会場	議事内容
第1回	令和7年 3月5日	圏域8市町村の 母子保健 (産後ケア事業)担当者等 計19名	西多摩 保健所 (ハイブリッド開催)	1 産後ケア事業安全管理マニュアルの作成について 2 とうきょうママパパ応援事業の産後ケア事業に係る経費について 3 産後ケア事業ガイドラインにおける緊急時の対応体制について 4 その他
第2回	令和7年 3月7日	圏域8市町村の 母子保健 (産後ケア事業)担当者等 計15名	西多摩 保健所 (ハイブリッド開催)	1 産後ケア事業安全管理マニュアルの作成について 2 とうきょうママパパ応援事業の産後ケア事業に係る経費について 3 産後ケア事業ガイドラインにおける緊急時の対応体制について 4 その他

エ 西多摩圏域合同保健師連絡会（リーダー会） 表6-6

	開催日	出席者数	会場	議事内容
第1回	令和6年 8月27日	管内8市町村統 括級保健師等 計20名	西多摩 保健所	1 保健事業に関する情報交換 2 西多摩圏域の保健師人材育成について (1) 課題別推進プランの報告 (2) 意見交換 (3) 講義及び助言 保健師活動と公衆衛生看護管理機能 3 その他・連絡事項等 (1) 保健所短期研修について (2) 令和6年度保健師中央会議について
第2回	令和7年 2月28日	管内8市町村統 括級保健師等 計22名	西多摩 保健所	1 保健事業に関する情報交換 2 西多摩圏域の保健師人材育成について (1) 課題別推進プランの報告 3 その他・連絡事項等 (1) 2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会について

7 健康危機管理

感染症、医薬品、食中毒、毒物・劇物等の原因により都民の生命と健康を脅かす健康危機が発生した場合に、迅速かつ適切な対応により被害の拡大を防止するため、平時より関係機関との連携、協議及び訓練等を実施している。

令和6年度の取組実績は以下のとおりである。

(1) 令和6年度西多摩健康危機管理対策協議会及び感染症地域医療体制ブロック協議会等の開催状況 表7-1

会 議 名	開催日	対象 委員数	出席 委員数	会 場	議 事 内 容
西多摩健康危機 管理対策協議会 西多摩新型インフ ルエンザ等感染症 地域医療体制ブロ ック協議会 合同開催	令和6年 9月2日	24名	22名	西多摩 保健所	(1) 協議事項 ア 西多摩健康危機管理対策協議会及び西多摩新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会の運営について イ 新興感染症発生時を想定した実践型訓練について (2) 報告事項 ア 感染症に関する国・都の近年の動向及び感染症法に基づく医療措置協定の締結状況について イ 西多摩管内で健康危機になりうる感染症について ウ 災害時における保健活動について
第1回 西多摩健康危機 管理対策協議会 部会	令和6年 9月10日	19名	16名	オンラ イン開 催	議事 (1) 部会について (2) 新興感染症発生時を想定した実践型訓練について
第2回 西多摩健康危機 管理対策協議会 部会	令和6年 10月9日	19名	15名	西多摩 保健所	新興感染症発生時を想定した実践型訓練 (同時開催)
第3回 西多摩健康危機 管理対策協議会 部会	令和7年 1月30日	19名	17名	オンラ イン開 催	議事 (1) 報告事項 実践型訓練の実施報告について (2) 協議事項 ア 令和7年度の実践型訓練について イ 西多摩保健所健康危機対処計画（感染症編）改定案の検討について

(2) 令和6年度西多摩保健所健康危機対処計画に基づく実践型訓練の実施状況 表7-2

訓練名	開催日	参加者数	会 場	内 容 等
防護服着脱訓練	令和6年 6月26日	23名	西多摩 保健所	対象：保健所及び市町村職員 内容：防護服着脱訓練
新興感染症発生時 を想定した実践型 訓練	令和6年 10月9日	34名 (他見学者2名)	西多摩 保健所	対象：保健所、医師会、医療機関、消防署、市町村等 内容：情報伝達訓練

(3) 健康危機管理に関する取組の経緯

ア 健康危機管理対策

(ア) 背景

平成 13 年に定められた「厚生労働省健康危機管理基本指針」によれば、健康危機管理とは、「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。」とされている。

東京都では、平成 11 年 5 月に「東京都衛生局健康危機管理対策基本指針」を、平成 12 年 4 月に「東京都衛生局危機管理マニュアル」を策定（平成 18 年 3 月・平成 25 年 3 月「東京都福祉保健局健康危機管理マニュアル」に改定）するとともに、平成 13 年 9 月にアメリカで起きたテロ事件を契機に、平成 16 年 3 月に「東京都NBC災害対応マニュアル」を策定した。

(イ) 西多摩圏域における取組

西多摩保健所では、平常時から関係機関と連携し、健康危機発生時に速やかに対応できるよう体制を構築するため、管内の市町村及び関係機関の代表により構成される「西多摩健康危機管理対策協議会」（以下「健康危機管理対策協議会」という。）を平成 16 年度に設置した。同協議会では、平成 17 年 3 月にNBC災害対策を含めた健康危機に対して、西多摩圏域の特性に応じた各機関の役割分担や通報・連絡体制の方法、訓練の実施などを盛り込んだ「西多摩健康危機管理計画」を策定した。

また、平成 19 年 3 月には従来の保健所対応マニュアルを改定し、都民の生命と健康を脅かす事態が発生した際に使用すべきマニュアル等を明示するとともに、個別のマニュアル等では対応できない場合に、情報収集や局内関係部及び各関係機関等との連携を円滑に行いながら、保健所としての対処方針を決定し、体制を確立する手順を定めた「西多摩保健所健康危機管理マニュアル」を策定した。

イ 新型インフルエンザ等対策

(ア) 背景

都では国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 17 年 12 月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 19 年 3 月に「東京都新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。また、平成 20 年 5 月には「東京都における新型インフルエンザ発生時の医療体制ガイドライン」を策定し、平成 23 年 4 月には、平成 21 年 4 月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の検証を踏まえた内容に改定した。

平成 25 年 4 月、新型インフルエンザ行動計画の策定や緊急事態における行政の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が施行され、平成 25 年 6 月には同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が策定され、同年 11 月には、都において、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定された。また平成 28 年 8 月には、国の特措法及び都の行動計画を踏まえ、「東京都新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」を改定した。都は平成 30 年 3 月に、都内各ブロックで策定した「感染症医療体制に関する整備計画」を取りまとめた「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）」を策定した。

(イ) 西多摩圏域における取組

平成 20 年度の新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業に伴い、健康危機管理対策協議会に「感染症地域医療体制ブロック協議会」の機能を加え、また専門部会を設置した。平成 24 年 3

月には「西多摩ブロック新型インフルエンザ等感染症地域医療確保計画」（以下「地域医療確保計画」という。）を策定し、新型インフルエンザの発生時に備えた保健医療体制の推進について基本的な方向性を示した。平成 27 年 3 月、管内病院を対象に「新型インフルエンザに係る医療資源調査」を実施した。平成 29 年 3 月には「地域医療確保計画」を改定し、合わせて「西多摩ブロック療養型病院・精神科病院向け新型インフルエンザ等発生時診療継続計画モデル」も策定した。

なお、感染症地域医療体制ブロック協議会については、新型インフルエンザ等感染症対策の充実を図るため、平成 28 年 3 月に感染症地域医療体制ブロック協議会を健康危機管理対策協議会とは別の会議体として西多摩新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会（以下「ブロック協議会」という。）を設置することとした。

また、令和元年 5 月～6 月には 2 回目となる管内病院を対象にした「新型インフルエンザ等対策に関する医療資源調査」を実施した。

ウ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

令和元年 12 月以降、中華人民共和国の湖北省武漢市で、原因となる病原体が特定されていない肺炎患者が確認され、その後世界的に感染が拡大した。令和 2 年 1 月、都内での新型コロナウイルス感染症患者発生に伴い、都では令和 2 年 1 月 30 日「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「東京都本部という。」）を設置した。令和 2 年 3 月 26 日、特措法に基づき、国において「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、東京都本部についても、同法に基づく対策本部として位置付けられ、新型コロナウイルス感染症対策を行っていくことになった。

令和 2 年 2 月 1 日、感染症法施行令の改正により、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に位置付けられた。その後、令和 3 年 2 月 13 日より法的位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」に変更され、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症は 5 類感染症に移行した。

新型コロナウイルス感染症との厳しい闘いはおよそ 3 年間におよび、この間、都ではモニタリング会議や東京 iCDC の専門家による分析や知見を踏まえ、必要な対策に繋げていくとともに、実効性ある取組に向けた積極的な情報発信などを行ってきた。相談体制の強化を図り、広く必要な検査が受けられる体制を整えるとともに、迅速な病床確保、酸素・医療提供ステーションをはじめとする感染状況やウイルスの特性に応じた療養施設の設置、軽症者等の療養対策としての宿泊療養施設や、感染拡大時療養施設の運営、うちさば東京の開設による自宅療養者のフォローアップ体制の強化など、総合的な医療提供体制を充実・強化してきた。また、都、区市町村、東京都医師会等関係団体が連携し、ワクチン接種の円滑な実施体制の構築を行った。

なお、保健所では、PCR 検査、入院調整、患者搬送、積極的疫学調査、クラスター対応、都民からの相談対応、関係機関との調整等が多岐にわたり、患者数増加に伴いひっ迫する状況もあったが、保健所体制の見直しや DX の推進等による業務効率化を行い、医療機関や市町村、関係機関との間の協力体制や連携を強化しながら感染の収束に向けた対応を進めた。

エ 西多摩健康危機対処計画（感染症編）

令和 5 年 3 月、地域保健対策の推進に関する基本的な指針が改正され、改正後の指針において、保健所が健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組を着実に推進することが必要であることが明記された。また、地域における健康危機管理の拠点としての体制の整備に当たり保健所は、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、感染症法に基づく予防計画や特措法に基づく都道府県行動計画等を踏まえ、「健康危機対処計画」を策定することとされた。

東京都感染症予防計画（以下「予防計画」という。）において、保健所は、地域における感染症対策

の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進することとされている。また、感染症の発生時には、疫学調査による原因究明や防疫措置の実施等により感染拡大防止を図るとともに、状況に応じた住民への情報提供、保健指導を行い、住民からの相談に幅広く応じるなど、地域における感染症危機管理の拠点として総合的に対応することとされている。

こうした予防計画における保健所の役割を担うため、西多摩保健所は地域における新型コロナ対応の経験を踏まえ、新興感染症（感染症法で規定する新感染症、指定感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。）発生時の速やかな有事体制への切り替えや体制構築のための人材確保・育成、関係機関との連携等を盛り込んだ素案を作成し、令和6年2月に開催された健康危機管理対策協議会及びブロック協議会における協議を経て、「西多摩健康危機対処計画（感染症編）」（以下「本計画」という。）を令和6年3月に策定した。

本計画策定後、健康危機管理対策協議会に新たに設置した部会において、保健所で実施する実践型訓練等の検討や訓練の効果検証等を行い、必要に応じて本計画の見直しを行うなど、新興感染症発生時対応の実効性を担保することとしている。

8 補助金審査

国や都が実施する市町村等への各種補助金事業について、西多摩圏域各市町村分の交付申請から実績報告に至る審査を実施した。審査を通じて得られる地域保健情報を市町村へ提供することにより、地域保健サービスの向上を図っている。

令和6年度に実績があり、審査を行った補助金事業は以下のとおりである。

補助実績 表8

所 管	補 助 金 等
保健政策部保健政策課	保健医療政策区市町村包括補助事業
保健政策部健康推進課	健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金（法定事業）
感染症対策部防疫課	予防接種健康被害者救済措置に係る都負担金等

9 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙を防止するため、平成 30 年に健康増進法の改正と東京都受動喫煙防止条例の制定が行われた。

令和元年 7 月 1 日からは、改正健康増進法が一部施行され、第一種施設（学校、医療機関、行政機関の庁舎等）は屋内禁煙となった。また、令和元年 9 月 1 日からは、東京都受動喫煙防止条例が一部施行され、飲食店には喫煙に関する標識を店頭に表示する義務が課された。更に、令和 2 年 1 月 6 日から東京都において喫煙可能室設置施設届出書の受付が開始され、令和 2 年 4 月 1 日から改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行された。

保健所では、これらに基づき、受動喫煙防止対策に関する普及啓発、喫煙可能室設置施設届出書の受付及び特定施設への指導・助言等を行っている。

（１）通報・届出の状況等

通報等対応件数 表 9-1

年度	指導・助言	立入検査等	勧告	公表	命令	過料処分
令和 6 年度	19	－	－	－	－	－

喫煙可能室届出状況 表 9-2

年度	新規届件数	うち 全席喫煙店	変更届 件数	廃止届 件数	うち 全席喫煙店	喫煙可能室 設置施設数	うち 全席喫煙店
令和 6 年度	5	5	－	2	2	267	256

（２）普及啓発

令和 5 年度より、営業許可新規申請（法改正に伴う新規申請を含む。）のために来所した飲食店営業者に対して窓口で制度説明を行うとともに、食品衛生担当が開催する講習会において普及啓発を行っている。

なお、令和 6 年度は受動喫煙防止対策に関する普及啓発活動として、禁煙週間（令和 6 年 5 月末から 6 月初旬）には保健所管内の主要駅、年度末（令和 7 年 3 月中旬から同月末）には保健所管内の主要駅と管内を走行している路線バスに受動喫煙の防止を呼びかけるポスターを掲示した。